4．トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、それらに含まれるトリブチルスズ化合物の濃度を把握し、異常が認められた場合には、トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

5．トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設からのトリブチルスズ化合物等の漏出又は飛散については、次の事項に留意して対処すること。

5．1　漏出等処理要領の策定等について

次の内容を踏まえた漏出等処理要領を策定し、応急措置及び処理方法をあらかじめ作業者に周知しておくこと。

⑴　発見者は、漏出等を責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者は、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに作業者に対し指示すること。

⑵　漏出個所からの漏れ等を止めるか、又はその施設内の内容物を他の容器へ移し替えること。

⑶　漏出物等は、ポンプ等により回収するとともに、回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス、紙タオル等によるふき取りを行うこと。

5．2　漏出等を認めたときの措置について

漏出等を認めたときは、漏出処理要領に従って処理すること。

○環境省告示第十八号
厚生労働省
経済産業省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので告示し、平成二十三年四月一日から適用し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十二年環境省告示第八号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

環境大臣　小沢　鋭仁
経済産業大臣　直嶋　正行
厚生労働大臣　長妻　昭
平成二十二年七月十五日

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1．トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素（以下「トリクロロエチレン等」という。）であること又はトリクロロエチレン等が使用されている製品であること及びトリクロロエチレン等が第二種特定化学物質であること。

2．トリクロロエチレン等の含有率

3．注意事項

⑴　トリクロロエチレン等が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（トリクロロエチレン等が使用されている製品にあっては、含有されている当該トリクロロエチレン等が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、使用設備等の密閉化、回収措置の実施等により使用の合理化に努めること。

⑵　容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。

⑶　取扱作業は、飛散又は流出しないよう留意して行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。

⑷　廃液、汚泥等は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

4．表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所

○環境省告示第十九号
厚生労働省
経済産業省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので告示し、平成二十三年四月一日から適用し、トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十二年環境省告示第九号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

環境大臣　小沢　鋭仁
経済産業大臣　直嶋　正行
厚生労働大臣　長妻　昭
平成二十二年七月十五日

トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1．トリフェニルスズ＝Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が９、10又は11のものに限る。）又はトリフェニルスズ＝クロロアセタート（以下「トリフェニルスズ化合物」という。）であること及びトリフェニルスズ化合物が第二種特定化学物質であること。

2．トリフェニルスズ化合物の含有率

3．注意事項

⑴　トリフェニルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。

⑵　容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。

⑶　取扱作業は、飛散又は流出しないよう留意して行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。

⑷　廃液、汚泥等は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

4．表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所